

京都市告示第137号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 5月17日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉172号線	左京区岩倉花園町146番地の1地先から	旧	メートル 23.60	メートル 5.45
	同町146番地の6地先まで	新	23.60	5.45 ~ 6.00
東中筋通	下京区舟屋町672番地の4地先から	旧	28.20	3.90 ~ 4.10
	同町682番地の3地先まで	新	28.20	4.11 ~ 6.27
花園緯69号線	右京区太秦御領田町12番地の5地先から	旧	3.10	6.04 ~ 7.50
	同町12番地地先まで	新	3.10	6.04 ~ 7.86

(建設局土木管理部道路明示課)